

## 4 年金・手当

### 障害年金

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師または歯科医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金保険に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

なお、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったときは、障害手当金（一時金）を受け取ることができる制度があります。

また、障害年金を受け取るには、年金の保険料納付状況などの条件が設けられています。

#### ○該当する状態

障害年金が支給される障害の状態に応じて、法令により、障害の程度（障害等級1～3級）が定められています。（身体障害者手帳の等級とは異なります。）

障害の程度1級	他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの状態。
障害の程度2級	必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの状態。
障害の程度3級	労働が著しい制限を受ける、または、労働に著しい制限を加えることを必要とするような状態。

#### ○窓口

初診日時点で20歳前、または国民年金加入中の方 国保年金課国保年金担当 TEL71-2473

初診日時点で厚生年金加入中の方 日本年金機構松本年金事務所 TEL25-8100

初診日時点で共済組合等加入中の方 初診日時点で加入していた共済組合等

### 特別児童扶養手当

身体障がい又は知的障がい、精神障がいがある20歳未満の在宅の児童を監護している父若しくは母又は養育者に支給されます。

○内 容 1級 障がい児1人につき 月額58,450円

2級 障がい児1人につき 月額38,930円

（令和8年4月分から）

○障がい程度 1級 身体障害者手帳1、2級程度、療育手帳A1、A2程度、または同程度以上と認められる精神障がい

2級 身体障害者手帳3級程度（一部4級も）、または同程度以上と認められる知的・精神障がい

・認定になる障がい程度は個々の状態により異なるので、あくまで目安となります。

○支給制限 ・所得が一定額を超える場合、支給されません。

・児童福祉施設等に入所している場合は受けられません。

・障がいを理由とする年金等を受給している場合、支給されません。

○窓 口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

## 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している父・母又は養育者（ひとり親家庭等の人）に支給されます。ひとり親家庭の人以外にも、18歳未満の児童を養育する父・母が重度の障害の状態にある場合にも支給されます。

○障がい程度 国民年金の障害等級1級程度

○内 容 (令和8年4月から)

区分	月 額	児童加算額第2子以降1人につき
全部支給	48,050円	11,350円
一部支給	所得額に応じ 48,040円～11,340円	11,340円～5,680円

※手当の支給は、児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日までです。

※児童が身体障害者手帳1～3級もしくは療育手帳Aの交付を受けているか、又は特別児童扶養手当の支給対象となっている場合は、20歳到達時まで手当の支給が延長されます。

- 支給制限
- ・所得額（年収から給与所得控除等を行い、養育費の8割相当額を加算した額）により、支給区分及び支給額が決定されます。
  - ・所得が一定額を超える場合は、一部又は全部が支給されません。
  - ・児童が児童福祉施設等に入所しているとき、又は里親に委託されているときは支給されません。
  - ・手当の請求者又は児童が公的年金等を受給できるとき及び、児童が父又は母に支給される公的年金等の加算の対象となっているときは、支給されない場合があります。

○窓 口 子ども家庭支援課子育て給付係 TEL71-2255

## 障害児福祉手当

日常生活において常時介護を必要とし、重度の障がいをもつ20歳未満の人に支給されます。

○内 容 月額16,560円（令和8年4月分から）

○障がい程度 身体障害者手帳1、2級程度

療育手帳A1程度

精神障害者保健福祉手帳1級程度

（認定となる障がい程度は個々の状態により異なるので、あくまで目安となります。）

- 支給制限
- ・所得が一定額を超える場合は、支給されません。
  - ・児童福祉施設等に入所している場合は受けられません。
  - ・障がい理由とする年金等を受給している場合、支給されません。

○窓 口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

## 特別障害者手当

日常生活において常時特別の介護を必要とし、重度の障がいを重複して有する 20 歳以上の人等に支給されます。

- 内 容 月額 30,450 円（令和 8 年 4 月分から）
- 障がい程度 身体障害者手帳 1、2 級程度  
療育手帳 A1 程度  
精神障害者保健福祉手帳 1 級程度  
（認定となる障がい程度は個々の状態により異なるので、あくまで目安となります。）
- 支給制限 ・所得が一定額を超える場合は支給されません。  
・施設入所者や病院等へ 3 カ月を超えて入院している場合は支給されません。
- 窓 口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

## 重度心身障害者(児)福祉金

安曇野市内に住所を有する重度心身障がい者（児）を対象に支給されます。

- 内 容 月額 2,000 円とし、半期ごとにまとめて支給されます。
- 障がい程度 ①20 歳未満の下記のいずれかに該当する障がい者（児）  
身体障害者手帳 1～3 級を交付されている人  
療育手帳を交付されている人  
特別児童扶養手当の支給対象児童  
②20 歳以上の精神障害者保健福祉手帳 1、2 級を交付されている人
- 支給制限 施設入所者や病院等へ 3 カ月を超えて入院している場合は支給されません。
- 窓 口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

## 重度心身障害者(児)介護慰労金

申請年度の 9 月 1 日を基準日とし、3 歳以上の重度心身障がい者（児）を基準日前の 1 年間のうち、180 日以上自宅で介護している人に支給されます。

- 内 容 年額 50,000 円
- 要 件 基準日前の 1 年間継続して特別障害者手当または障害児福祉手当（うち療育手帳 A1 を交付されている人に限る）を受給している人を介護している人  
※65 歳以上で要介護 3 以上の人は、高齢者介護課から支給されます。
- 窓 口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

## 心身障害者扶養共済

心身障がい者を扶養している人が、毎月一定の掛金を払い込み、扶養している人が死亡したり、著しい障がいを有する状態となったとき、その方が扶養していた心身障がい者に年金を支給するものです。一人の心身障がい者につき2口まで加入できます。

- 内 容 ・加入者が死亡し、又は著しい障がいを有する状態になったとき  
月額1口あたり20,000円を支給
  - ・1年以上加入し、障がい者が加入者より先に死亡したとき  
一時金1口あたり50,000円～250,000円を支給
  - ・5年以上加入し制度を脱退したとき  
脱退一時金1口あたり75,000円～250,000円を支給
- 加入要件 身体障害者手帳1～3級の人、知的障がい者、または精神障がい者を扶養している保護者（父母、配偶者等）で、県内に居住し、65歳未満で特別な疾病又は障がいのない健康状態であること。
- 掛 金 加入時の年齢により、1口月額9,300円～23,300円  
※掛金が減額や免除になる場合があります。
- 窓 口 障がい者支援課障がい福祉担当

## 交通・災害遺児見舞金

県内に住所を有し、満18歳に達した日以降の最初の3月31日までに、交通事故又は災害事故により、父又は母が死亡または重度（国民年金法による障がい程度1級（身体）に相当）の障がい者となった児童に支給されます。

- 内 容 1人あたり 150,000円
- 窓 口 安曇野市社会福祉協議会 TEL72-1871 FAX72-9130

## 特定疾患患者見舞金

長野県が発行する下記要件の各受給者証を交付されている人に、経済的負担の軽減と福祉の増進を図るため支給されます。

- 内 容 12,000円
- 要 件 申請年度の11月1日（基準日）現在において、安曇野市に引き続き6か月以上住所を有する人で以下のいずれかの受給者証（基準日が有効期間に含まれるもの）の交付を長野県より受けている人
  - ・特定疾患医療受給者証
  - ・ウイルス肝炎医療費受給者証
  - ・小児慢性特定疾病医療受給者証
  - ・特定医療費受給者証
  - ・長野県特定疾病医療費受給者証
- 窓 口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

## 自動車事故被害者救済制度

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事および排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な方は介護料を受給できる可能性があります。

○内 容 月額 42,700 円～226,330 円

○窓 口 独立行政法人 自動車事故対策機構 TEL03-5608-7560